

計画事項の項目

第1 計画の対象とする森林の区域	ページ
1 地域森林計画の対象とする町別の森林面積	2.2
2 地域森林計画の対象としない森林	2.3
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	ポイント1
1 森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項	2.5
(1) 森林の整備及び保全の目標	2.5
(2) 森林整備・保全の基本方針	2.7
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	2.9
2 その他必要な事項	3.1
第3 森林の整備に関する事項	ポイント2
1 森林の立木竹の伐採に関する事項	3.2
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	3.2
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	3.4
(3) その他必要な事項	3.5
2 造林に関する基本的な事項	3.9
(1) 人工造林に関する指針	3.9
(2) 天然更新に関する指針	4.0
(3) 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林に関する指針	4.1
3 間伐及び保育に関する基本的な事項	4.2
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	4.2
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	4.3
(3) その他必要な事項	4.4
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	ポイント3
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	4.5
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	4.8
(3) その他必要な事項	4.8
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	ポイント4
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	4.9
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	4.9
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)に関する基本的な考え方	5.0
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	5.0
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	5.0
(6) その他必要な事項	5.0
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	5.1
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業共同化に関する方針	5.1

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	5.2
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	5.3
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する指針	5.6
(5) その他必要な事項	5.7
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	5.8
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	5.8
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	5.8
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	5.8
(4) その他必要な事項	5.8
2 保安施設に関する事項	ポイント5
(1) 保安林の整備に関する方針	6.1
(2) 保安施設地区に関する方針	6.1
(3) 治山事業に関する方針	6.1
(4) 特定保安林の整備に関する事項	6.2
(5) その他必要な事項	6.2
3 森林の保護等に関する事項	ポイント6
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	6.3
(2) 野生鳥獣による森林被害対策の方針	6.3
(3) 林野火災の予防の方針	6.3
(4) その他必要な事項	6.3
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
1 保健機能森林の区域の基準	6.5
2 その他保健機能森林の整備に関する事項	6.5
(1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針	6.5
(2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針	6.6
(3) その他必要な事項	6.6
第6 計画面等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	6.7
2 間伐面積	6.7
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	6.7
4 林道の開設及び拡張に関する計画	6.7
5 保安林整備及び治山事業に関する計画	7.3
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	7.3
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	7.5
(3) 実施すべき治山事業の数量	7.6
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	7.6
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	7.7

ポイント事項1～6 関連項目の概要

ポイント1

○森林の整備及び保全の目標、基本方針に関する基本的な事項
 ・森林の有する各機能の機能発揮に望ましい森林資源の姿と整備保全の基本方針を記載
 【各機能】水源涵養機能・山地災害防止機能/土壌保全機能・快適環境形成機能・保健・レクリエーション機能・文化機能・**生物多様性保全機能**・木材生産機能

ポイント2

○森林の立木竹の伐採に関する事項・造林に関する基本的な事項・間伐及び保育に関する基本的な事項
 ・**皆伐**、間伐等伐採に係る用語の定義を明確化
 ・林地の保全や生物多様性への配慮の観点などから、保護樹帯の設置や負荷の低減への配慮について記載
 ・造林に関する指針を明らかにするとともに、天然更新の完了基準などを記載

ポイント3

○公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 ・公益的機能別施業森林として水源涵養、山地災害防止、快適環境形成、保健・レク・文化機能といった機能の別に、国の例示を参考にしながら、その機能の維持増進を図る森林の区域及び施業の指針を記載
 ・**木材生産機能**の維持増進を図る森林についてその区域の基準及び当該森林の施業に関する指針を記載

ポイント4

○**林道等の開設**その他林産物の搬出に関する事項
 ・林道(林業専用道を含む)の開設及び改良の考え方を記載
 ・林地の傾斜及び搬出方法に応じた路網密度の水準及び作業システムの考え方を記載

ポイント5

○保安施設に関する事項
 ・保安林の指定の推進やその施業要件の見直し、荒廃地等への森林整備実施など保安林の整備の方針を記載
 ・災害に強い県土づくりのため、荒廃地等緊急に実施が必要な地域への計画的な治山施設の整備など**治山事業**の指針を記載

ポイント6

○森林の保護等に関する事項
 ・森林病虫害の駆除及び予防の方針や野生鳥獣による**森林被害対策**や共存への配慮などを記載

ポイント事項 1 ~ 6 について

【ポイントとした理由】

○第 1 回森林審議会で委員から話題に上がった内容に関連する計画事項や計画方針に関連する重要事項をポイントとして取り上げました。

【話題または計画方針とそれに関連するポイントの内容】

- ポイント 1 P28, P45, P48 より
話題：天然林地域、自然林地域と野生動物の関係、人工林地域のシカの食害等についての方策・基本的な考えを統一して示してほしい
関連内容：原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する生物多様性保全機能を有する森林の整備・保全の方針
- ポイント 2 P33 より
計画方針：今後立木の蓄積の増加により本格的な利用が可能な時期であることや人工林の齡級構成の平準化を進めていくため主伐などの伐採を増やす計画としている
関連内容：皆伐（主伐）の方法に関する指針
- ポイント 3 P48 より
計画方針：ポイント 2 のとおり
関連内容：木材生産機能の維持増進を図るための施業方法の方針
- ポイント 4 P49, P50 より
話題：林道と作業道の開設
関連内容：林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方
- ポイント 5 P61 より
話題：近年のゲリラ豪雨を含めた自然災害への対応
関連内容：災害に強い県土づくりを目指して行う、荒廃地等の整備など治山事業に関する方針
- ポイント 6 P63 より
話題：天然林地域、自然林地域と野生動物の関係、人工林地域のシカの食害等についての方策・基本的な考えを統一して示してほしい
関連内容：野生鳥獣による森林被害対策の方針

ポイント事項1～6の主な内容

ポイント1	
 <p>生物多様性保全機能</p>	<p>【望ましい森林資源の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林 <p>【森林整備及び保全の基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的な機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を図ることとする。
ポイント2	
 <p>皆伐</p>	<p>【皆伐】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。 <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。</p>
ポイント3	
 <p>木材生産機能</p>	<p>【区域の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域は、林木の生育に適した森林で、地形等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定するものとする。 <p>【森林の施業の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。
ポイント4	
 <p>林道等の開設</p>	<p>【林道等の開設及び改良】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林道等路網の開設については、傾斜等自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要となる森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで高効率な作業システムに対応したものとする。 <p>林道の開設にあたっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。</p> <p>林道の改良については、既設路線における通行車両の安全確保、維持管理経費の節減、林産物の輸送コストの低減等を図るため、計画的かつ効率的に整備する。</p>
ポイント5	
 <p>治山事業</p>	<p>【治山事業に関する方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害に強い県土づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害のおそれが高まっていることを踏まえ、緊急に実施を必要とする荒廃地で、山地災害危険地区等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を地域特性等に応じて計画的に推進する。 <p>その中で、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や、地域における避難体制の整備などのソフト対策とあわせて、山地災害の減災、事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、貴重な野生動植物の生育・生息環境の保全や環境に配慮した工法の導入等により自然に優しい治山施設の設置に努める。</p>
ポイント6	
 <p>野生鳥獣による森林被害対策</p>	<p>【野生鳥獣による森林被害対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを実施し、その結果を踏まえた捕獲や、市町村、森林組合、森林所有者等が協力して実施する計画的な防護柵等の設置や、広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。 <p>また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けを図るための緩衝帯の整備等を推進する。</p>

ニホンジカの食害等に対する基本的な考え方等について

【第 1 回森林審議会の内容】

天然林地域、自然林地域と野生動物の関係、人工林地域のシカの食害等についての方策・基本的な考えを統一して示してほしい。

【本計画の内容】

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林などで属地的な機能の発揮が求められる森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することが必要としており、森林の区域及び施業の方法を市町村森林整備計画の中で定めることとしている。

なお、その区域内の森林施業については野生生物のための回廊の確保に配慮することや、原則として択伐による複層林施業を行うことを記述した。

(P28, P45, P48 参照)

シカによる食害等への森林被害防止に向け、保護管理施策などと連携を図りつつ、対策を進めていくこととしている。

(P63 参照)

県の施策

- ・ 山梨県特定鳥獣保護管理計画(H24.3)

(資料 3 参照)

ニホンジカの保護管理について

特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画の策定状況

- ・ H17年4月～H24年3月 第1期 特定鳥獣保護管理計画
- ・ H24年4月～H29年3月 第2期 特定鳥獣保護管理計画

保護管理の目標

- (1) 農林業被害の軽減
- (2) 生物多様性の保全と再生
- (3) 県内のシカ地域個体群の安定的存続

ニホンジカ保護管理のためのゾーニング

- ・ 保護管理の目標を達成するため、計画対象地域(県内全域)を次のようにゾーニングして保護管理事業を実施
 - (1) 農林業ゾーン：標高1,000m未満の地域
 - (2) 共生ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区等以外の地域
 - (3) 生態系保全ゾーン：標高1,000m以上で鳥獣保護区等に含まれる地域

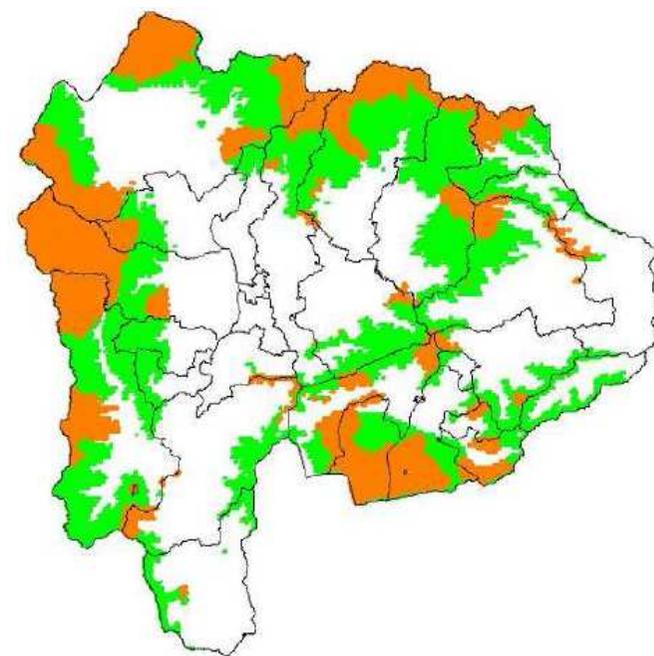
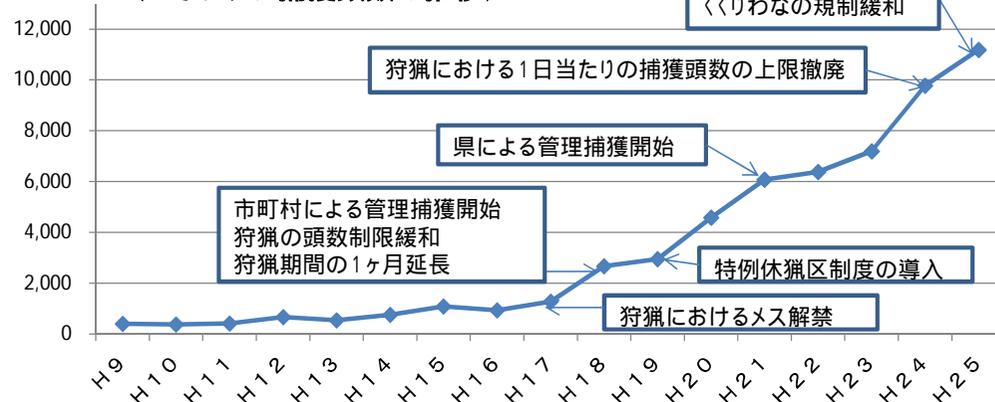
保護管理事業

個体数調整

県内のニホンジカの適正生息数4,700頭を目指して実施

- (1) 管理捕獲
 - 農林業ゾーンにおいては市町村等が、共生・生態系保全ゾーンにおいては県が実施
 - (2) 狩猟
 - ・ 特例休猟区制度の適用(県下全域の休猟区において、シカの狩猟を可能とする。)
 - ・ 狩猟期間の1ヶ月間の延長(11月15日～3月15日)
 - ・ 1日当たりの捕獲頭数の上限の撤廃
 - ・ ツキノワグマの錯誤捕獲を防ぐため、期間を限定したくくりわなの輪の直径の緩和(12cm以下 20cm以下)
 - (3) 新たな担い手育成
 - ・ 狩猟者の減少・高齢化 管理捕獲の講習、実地研修等による担い手育成
 - (4) 捕獲個体の処理
 - ・ 捕獲個体の適正な処分(山野に放置しない)及び食肉としての有効活用
- 生息環境整備
- ・ 共生ゾーンにおける森林整備等による生息環境整備と個体数調整との連携強化
- 被害防除対策
- ・ 防護柵による侵入防止(農地との分断)、森林においては樹幹部へのネット設置等

〔ニホンジカ捕獲頭数の推移〕



計画対象地域のゾーニング

- 農林業ゾーン
- 共生ゾーン
- 生態系保全ゾーン

路網整備の考え方について

路網区分及び役割

林業専用道

幹線となる森林基幹道/森林管理道を補完し、森林作業道と組み合わせることにより、森林作業道の機能を高め、木材輸送機能を強化・保管するもの

- ・主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設
- ・10t積程度のトラックや林業用車両（大型ホイールフォワード等）の走行を想定
- ・必要最小限の規格・構造を有する丈夫で簡易な道

森林作業道

○導入する作業システムに対応し、森林整備の促進を図る

- ・特定の者が森林施業のために利用
- ・主として林業機械（2トン積程度の小型トラックを含む）の走行を想定
- ・集材等のために、より高密度な配置が必要となる道であり、作設に当たっては、経済性を確保しつつ丈夫で簡易な構造とすることが特に求められる

森林基幹道・森林管理道

○効率的な森林の整備、地域産業の振興等を図る

- ・原則として不特定多数の者が利用する恒久的公共施設
- ・セミトレーラーの車両の通行を想定
- ・一般車の通行も想定し安全施設を完備



森林基幹道・森林管理道



林業専用道



森林作業道



山梨県木質バイオマス推進計画の概要

1 計画策定の考え方

①計画の趣旨

- 「やまなし森林・林業再生ビジョン」に基づき、本県の豊富な森林資源の有効かつ持続的な活用を推進
- 「山梨県地球温暖化対策実行計画」「やまなしエネルギー地産地消推進戦略」をバイオマス面から推進

▶ 木質バイオマスの利活用の取組方針、施策、利用目標を示した計画を策定し、関連計画の達成に資する

②計画の目的

- 林業・木材産業の活性化
 - ・木材生産の拡大により生じる木質バイオマスの利用推進
 - ・未利用資源の有効活用
- 地球温暖化防止への貢献
 - ・CO₂の排出抑制
- 循環型社会の形成への貢献
 - ・再生可能資源の有効活用

③計画期間

- H26～33年度（8年間）
- ・「やまなし森林・林業再生ビジョン」の終期と整合を図り、一体的な取組みを推進

2 対象とする木質バイオマス及び利用方法

①計画の対象とする木質バイオマス

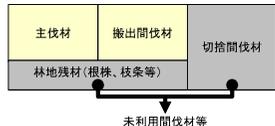
この計画では、未利用間伐材等、製材残材及び従来から木質バイオマスとして使われている曲がり材や小径木などの木材チップ用材（低質材）を対象とする。

○未利用間伐材等

- ・林地残材（伐採時に生じる根株・枝条等）
- ・切捨間伐材

○製材残材

- ・製材時に生じる樹皮、背板、端材、オガ粉



②利用方法

- エネルギー利用
 - ・熱利用
 - ・発電利用
- マテリアル利用
 - ・製紙用原料
 - ・木質系材料等（パーティクルボード、土壌改良材等）

3 木質バイオマスの利用の現状及び課題

①利用施設等の状況

(H20→H24年度)

- ・木質燃料ボイラー 10施設(13台) → 18施設(27台)
- ・ペレットストーブ 105台 → 313台
- ・ペレット工場 1工場(2t/年) → 1工場(501t/年)
- ・チップ工場 25工場(28千t/年) → 17工場(58千t/年)

②利用を推進する上での課題

- 木質バイオマスの需要拡大
 - ・設備の初期投資額が大きいため導入先の施設が限定的
 - ・専門技術者・相談体制の不足等
- 安定供給体制及び地域型利用・供給システムの構築
 - ・木材生産・加工量拡大による木質バイオマス利用可能量の確保
 - ・未利用間伐材等の収集・運搬コストの削減
 - ・川上・川中・川下が連携した安定的なサプライチェーンの構築等

5 具体的な取組事項

利用促進

○木質燃料ボイラー等の導入支援

- ・国補助制度を活用した施設整備への支援
- ・熱電併給、他の「カーボネン」との併用施設の導入推進
- ・導入希望者への専門技術者による提案・助言
- ・研修会や説明会などの普及啓発活動
- ・災害時にも利用可能なボイラー・ストーブ等の避難所等への導入推進

○新たな分野での利用の推進

- ・マテリアル利用の多角化及び高付加価値化を推進

○専門技術者の育成

○利用効果・環境貢献度等のPR

安定供給

○木材生産体制の強化

- ・施業集約化、路網整備、高性能林業機械導入を支援
- ・製材工場の強化、県内加工量を拡大（⇒製材残材の増加）
- ・河川支障木などの有効活用を推進
- ・自伐林家等による住民参加型木材生産体制の構築支援

○収集・運搬システムの構築と低コスト化

- ・未利用間伐材等の収集運搬システムの検証と普及
- ・伐採・地拵え・植栽の一括作業による効率化を検証

○木質バイオマスの供給体制の強化

- ・国補助制度を活用した施設整備・機械導入への支援
- ・事業者の協同組合化等による燃料供給体制の強化を推進

4 木質バイオマスの利用拡大に向けた方針及び目標

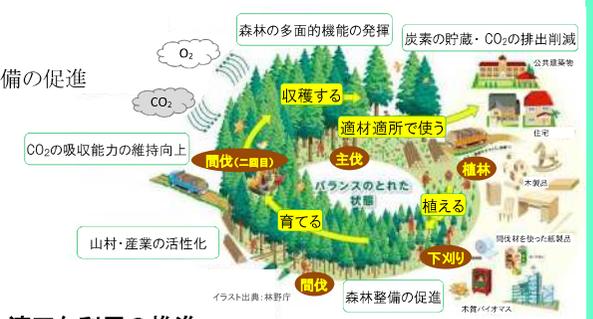
①目指すべき姿

○活力ある林業・木材産業の実現

- ・森林資源の循環利用による森林整備の促進
- ・森林の有する多面的機能の発揮
- ・産業の活性化、雇用の創出

○エネルギーの地産地消の実現

- ・炭素の貯蔵及びCO₂の排出削減
- ・地球温暖化の防止への貢献



②基本方針

○地域の資源の有効活用

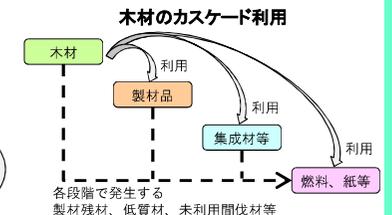
○資源量及び利用可能量に応じた適正な利用の推進

○木材のカスケード利用の推進

③未利用な木質バイオマスの資源量

○未利用間伐材等の利用可能量 5.4万m³/年

- ・路網から150m以内で発生する林地残材・切捨間伐材の数量
- ・現状はほとんど未利用
- ・路網整備、高性能林業機械の導入等により、今後、利用可能



やまなし森林・林業再生ビジョンの目標数値

14.8万m³(H22) ⇒ 26.7万m³(H33)



(参考)見込まれる効果

- 化石燃料削減量
 - 年間▲1.2万kL (石油換算)
 - ※一般家庭1.6万世帯分の灯油使用量に相当
- 温室効果ガス削減量
 - 年間▲3.0万t-CO₂
 - ※2020年CO₂削減見込量の11%に相当
- 木材生産純増加額
 - 年間+2.8億円 (チップ削減見込額)
 - ※12市山梨県林業産出額16.4億円(17%)に相当

④目標数値

○木質バイオマスのエネルギー利用量※ 6.7万m³/年

(← H24年度2.2万m³/年) (※未利用間伐材等、製材残材、低質材の合計値)

6 取組の推進体制

①計画の推進体制

- 市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業界関係者などとの連携を図るとともに、県民の自主的な取り組みを促進するための理解を醸成
- 庁内内部局と横断的に連携

②計画の進捗管理

- PDCAサイクルにより計画の進捗状況等について点検・評価
- 未利用間伐材等の利用(量)率の検証
- 必要に応じて計画の見直しを実施

地域型利用・供給システムの推進

○地域協議会の設立支援

- ・需要者・供給者等からなる地域協議会の設立を支援
- ・地域レベルでの需給情報の共有化
- ・地域型利用・供給システムを構築

○地域協議会の情報交換会等の開催

- ・各地域協議会を集めた情報交換会等を開催
- ・広域的な需給体制や課題に対応

○森林資源の循環利用事例の観光資源化

- ・活用事例などの見学ツアーやイベントの開催を検討

○木質バイオマスの認証体制の整備

森林審議会に対する諮問の基準の改正について

○経緯

- ・ 森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可をしようとする場合、都道府県知事は森林審議会及び関係市町村長の意見を聞かなければならないとされていることから、「森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準」に基づき、面積が5ha以上のもの等については、森林審議会(保全部会)に諮問している。
- ・ 近年、太陽光発電などによる林地開発案件が増加している中で、諮問基準に満たない5ha未満の林地開発許可案件も増加していることから、審議会への諮問・報告の状況について、近県の状況を確認したところ、調査した県(長野、神奈川、愛知、岐阜、三重県)では、基準に満たない案件についても、森林審議会への報告を行っている状況であった。
- ・ また、山梨県国土利用計画審議会においても運営規定で定めた専決基準により、森林地域の縮小となる場合(1haを超える林地開発許可案件等)について、審議会へ報告を行っている。

○基準の改正

- ・ 太陽光発電施設等の設置に伴う大規模な森林の開発に対し、地域住民が土砂災害や水害、自然環境の悪化を懸念する状況が生じてきており、林地開発許可に当たっても、現下の状況に一層適切に対応していく必要があることから、諮問基準に満たない5ha未満の林地開発許可案件について森林審議会に報告するとともに、必要に応じて意見を聴くこととする。

【改正案】

(1) 森林における面積が、5ヘクタールを超えるもの。

(2)(3) 略

上記(1)(2)(3)に掲げるもの以外については、森林審議会において許可実績の報告を行うものとする。

なお、諮問基準の面積については、これまで「5ha以上のもの」としてきたが、森林法施行令に基づく林地開発の開発規模の基準が、「1haを超えるもの」とされていることから、これに統一するため「5haを超えるもの」に変更する。

森林審議会(保全部会)に対する諮問の基準

森林審議会で審議する諮問内容

平成 年 月 日改正

1 森林における開発の許可

森林法第10条の2第1項の開発行為の許可をしようとする場合。

[諮問基準]

- (1) 森林における面積が、5ヘクタールを超えるもの。
- (2) 変更許可については、次に掲げるもの。
 - (イ) 当初の開発面積が、5ヘクタール未満であっても、変更により5ヘクタールを超えるもの。
 - (ロ) 当初の開発面積が、5ヘクタールを超えるもので、当初開発面積の2割以上の増加又は2割未満であっても5ヘクタールを超える面積増加があるもの。
- (3) 上記(1)(2)にかかわらず、防災等の見地から特に知事が認めるもの。

[報告事項]

上記(1)(2)(3)に掲げるもの以外については、森林審議会において許可実績の報告を行うものとする。

[諮問根拠]

森林法第10条の2第6項

2 保安林の指定及び指定の解除

- (1) 森林法第25条の2第2項、第26条の2第1項及び第2項の規定により知事が指定及び指定の解除を行う保安林において
 - (イ) 国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者の申請により指定を行う場合。
 - (ロ) 国の機関の長又は地方公共団体の長以外の者の申請により転用に係る解除を行う場合。
- (2) 森林法第27条第3項の規定による意見書を提出する場合
- (3) 上記(1)(2)にかかわらず、特に知事が認める場合。

[諮問基準]

- (1) 指定に係る面積が5ヘクタール以上のもの。
- (2) 指定の解除に係る面積が1ヘクタール以上のもの。

[諮問根拠]

森林法第25条の2第3項、第26条の2第3項及び第27条第3項

「保安林の転用に係る解除の取扱い要領の制定について」(平成2年6月11日付け2林野治第1868号林野庁長官通達)の別紙、「保安林の転用に係る解除の取扱い要領」第3の2

3 知事が定める松くい虫防除対策

[諮問基準]

- (1) 都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更する場合。
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又はこれを変更する場合。
- (3) 樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更する場合。
- (4) 地区防除指針を定め、又はこれを変更する場合。

[諮問根拠]

森林病虫害等防除法第7条3第3項

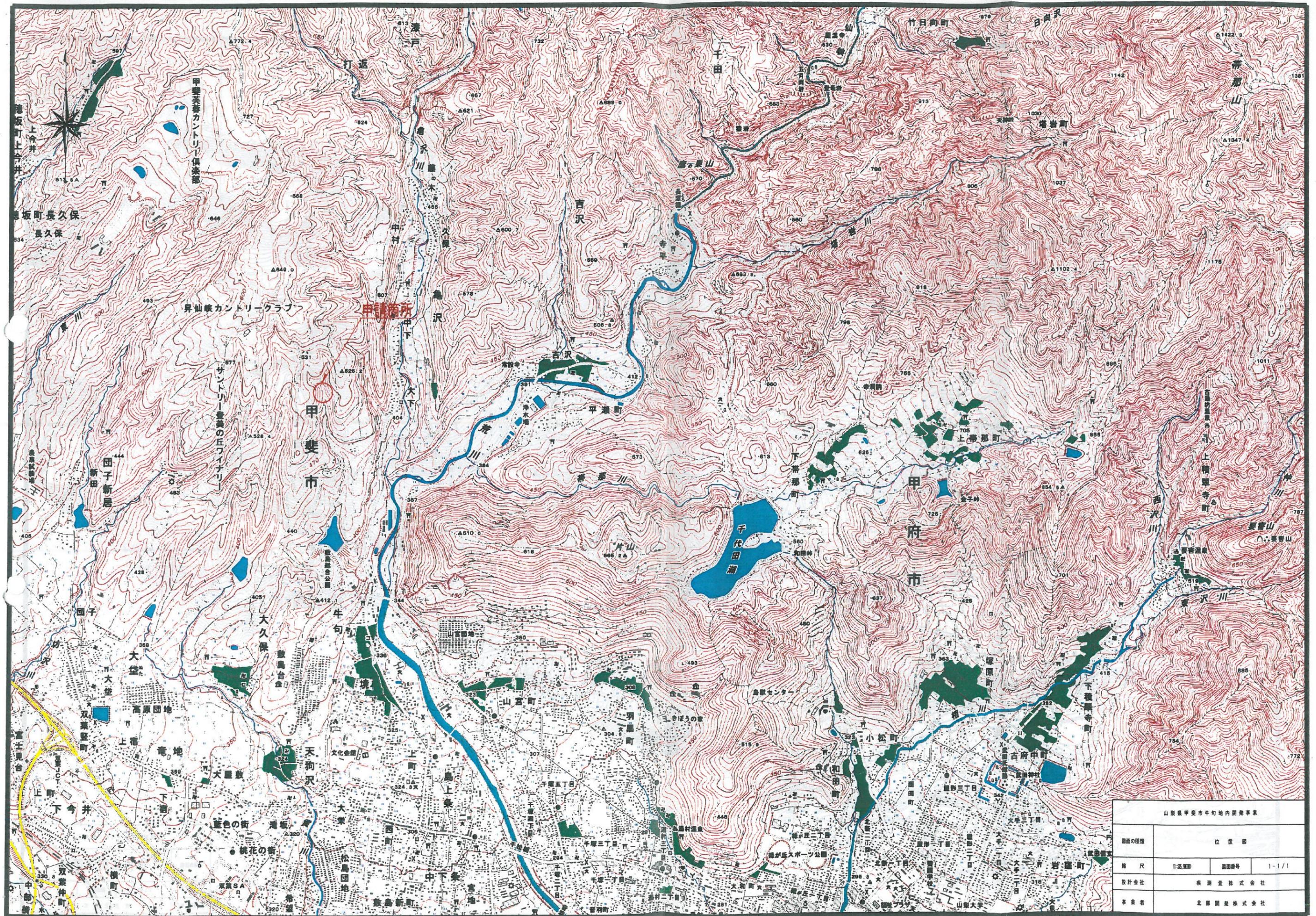
“ 第7条5第2項

“ 第7条6第3項

“ 第7条9第3項

山梨県森林審議会（保全部会）に対する諮問の基準新旧対照表

改正案	現 行
<p>1 森林における開発の許可 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可をしようとする場合。 [諮問基準] (1)森林における面積が、5ヘクタール<u>を超える</u>もの。 (2)変更許可については、次に掲げるもの。 (イ)当初の開発面積が、5ヘクタール未満であっても、変更により5ヘクタール<u>を超える</u>もの。 (ロ)当初の開発面積が、5ヘクタール<u>を超える</u>もので、当初開発面積の2割以上の増加又は2割未満であっても5ヘクタール<u>を超える</u>面積増加があるもの。 (3)上記(1)(2)にかかわらず、防災等の見地から特に知事が認めるもの。 [報告事項] <u>上記(1)(2)(3)に掲げるもの以外については、森林審議会において許可実績の報告を行うものとする。</u> [諮問根拠] 森林法第10条の2第6項</p> <p>2～3 略</p> <p>平成 年 月 日改正</p>	<p>1 森林における開発の許可 森林法第10条の2第1項の開発行為の許可をしようとする場合。 [諮問基準] (1)森林における面積が、5ヘクタール<u>以上</u>のもの。 (2)変更許可については、次に掲げるもの。 (イ)当初の開発面積が、5ヘクタール未満であっても、変更により5ヘクタール<u>以上</u>となるもの。 (ロ)当初の開発面積が、5ヘクタール<u>以上</u>のもので、当初開発面積の2割以上の増加又は2割未満であっても5ヘクタール<u>以上</u>の面積増加があるもの。 (3)上記(1)(2)にかかわらず、防災等の見地から特に知事が認めるもの。 _____ _____ _____</p> <p>[諮問根拠] 森林法第10条の2第6項</p> <p>2～3 略</p> <p>平成14年11月1日改正</p>



山梨県甲斐市牛久地内開発事業			
図面の種類	位置図		
縮尺	1:25,000	図面番号	1-1/1
設計会社	株式会社 株式会社		
事業者	株式会社 株式会社		